

1000円
以上！

最賃裁判ニュース

NO.6

2011年

10月3日

神奈川県労働最低賃金裁判事務局 TEL045-212-5855

第1回裁判が9/26に行なわれ、原告15名、傍聴席満杯の108名が参加。被告の国は、しどろもどろの答弁に終始。次回は11/28 14時から

冒頭、原告の鈴木さんが陳述

9/26(月)第1回裁判が開かれました。審理は14時から30分間開かれ、まず原告から2名の陳述がされました。

鈴木洋子さんから「女手一つで3人の子を育て、3つの仕事を掛け持ちして、曜日も分からなくなるくらい働きづめで働いてきた。この結果、子供との団欒や対話の時間も取れなかった。塾や受験を我慢させ、あきらめさせてきた。遊園地や家族旅行に連れて行ってやることもできなかった。最低賃金が1000円以上になれば、生活も少しは楽になり、働くこと以外の時間を子どもたちと過ごす時間を増やすこともできることを訴えたい。裁判官に、私たちが直面している厳しい現実にも目を向けてもらい、私たちが働くことで、人間らしく生きていけるような最低賃金を実現していただきますよう、心からお願い申し上げます。」と主張されました。



トップに陳述した鈴木さん。左は大川弁護士



陳述した平野さん

次に原告平野さんが陳述

次に平野三紀男さんから、「月に203時間勤務し、歩合給は16万4962円であり、これを労働時間でわると最低賃金を下回る時給808円になってしまう。会社が最低賃金を保障するための保障給を1267円を支給して、なんとか、当時の最低賃金である818円を保障している状況である。

あまりにも労働条件が過酷であるため、とても自分の子どもには勧められませんし、娘や息子には恥ずかしくて自分の給料を言えません。売上げをあげるために長時間労働をして体をこわしてやめていく人もあとをたません。

このような過酷な労働条件を改善するためには、最低賃金を少なくとも1000円以上に引き上げることが必要不可欠である。私は、まじめに働いた人が、自分の仕事に誇りを持ち、きちんと生活できるといふ当たり前のことを実現したいと思い、この裁判の原告になることを決意しました。裁判官には、どうか、その点を理解していただきたい」と訴えました。

弁護団からの質問対し 被告の国はしどろもどろ

田淵弁護士が訴えの中心点となる「月額的生活保護を時間給に換算するにあたっての国の5つのごまかし」を弁論しました。

続いて大川弁護士から訴えの道理を「生活保護受給者が折角働く機会を得たにもかかわらず、生活保護を受ける必要がなくなる。日本の最低賃金制の水準は、先進国の中では極めて低い。」点から論じ、さらに最低賃金法の成立と改正の経過に触れて、「生活保護水準を下回るということは、とりもなおさず健康な生活が保障されない、ということであり、そのような状態が放置されるために労働者とその家族が蒙る損害が重大であることは言うまでもない。この状態に対する司法的救済としては、法が客観的に要請する最低賃金額の決定を地方労働局長に命ずる以外に適当な方法は考えられない」からこそ、原告等は訴訟を提起したことを弁論しました。

一方、被告の国と神奈川県労働局側は、答弁書で一切理由を示さずに、訴えを「却下」することをのみを要求しました。これに対し、小賀坂弁護士が「訴訟要件が不備だというなら、その理由を述べるべきで、こんな例は聞いたことがない。今ここで、理由を述べて欲しい」と厳しく問いました。被告の国は「省庁間の調整が出来ていない。時間を欲しい」としどろもどろの答弁に終始し、見かねた裁判官が助け舟を出す始末でした。



裁判直後の報告会で、裁判概要を報告する田淵主任弁護士

夜の報告決起集会には 71 人が参加。原告 100 名、サポーター1000 名目指し意志統一しました。

裁判当日の夜に、第1回裁判の報告と決起集会が開かれました。水谷議長からあいさつがされ、弁護団から第1回裁判の概要と今後の行方について説明がされました。特に被告の国のひどい対応について、「中身では争いたくない被告の姿勢が現れている。入口の問題でもきっちり準備をするとともに、厚生労働大臣に向けて民主党の公約である『最賃1000円』を裁判で認めるよう法廷外でも大きな運動をして国を追い詰めていくことが重要」と述べられました。

次に特別発言として熊谷金道労働総研代表理事（元全労連議長）と、小越洋之助国学院名誉教授から「よくぞ裁判に訴えた。勝つしかない」と裁判への期待と激励の言葉がされました。

そして、原告5人から、初めて入った裁判所の感想と国を訴えた思いが熱く語られました。その後、集まったサポーターから発言、決意表明がされました。最後に裁判の支援体制と今後の取り組みが確認されました。



**次回は 11 月 28 日 14 時から 502 号法廷です。（13：15 横浜地裁集合）
全ての単産・地域労組から、原告・サポーターの組織化運動を広げます。
年内中に原告 100 名（あと 38 名）サポーター1000 名を達成しよう！**